

工事請負委託業務規程

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

工事請負委託業務規程

(目 的)

第1条 この規程は、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合定款（以下「定款」という。）第65条第2項の規定により工事の請負又は業務の委託に必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の方法)

第2条 契約は、指名競争入札又は随意契約とする。

(入札者の指名)

第3条 日進市への指名参加願提出者の内から、市の意見を聞いて入札指名業者審査会において入札に参加する請負業者を決定し理事会に報告する。

(設計説明及び通知)

第4条 理事は、指名請負業者に、入札期日の5日前までに次の各号に掲げる事項を通知し、入札者心得書〔別記一〕、工事設計書、仕様書及び本規程その他関係事項について説明する。

- 一 入札に付する事項
- 二 設計説明をする場所及びその日時
- 三 入札書提出の日時及び場所
- 四 開札をする日時及び場所
- 五 入札保証金を要するときは、その金額
- 六 契約保証金を要するときは、その金額
- 七 契約保証人を要するときは、その人員
- 八 工期又は竣工期日
- 九 その他必要なる事項

(入札書)

第5条 入札書〔別記二〕は、前条の通知書に定めた日時までに提出させるものとする。

2 理事は、入札書を一括して保管しなければならない。

(予定価格の決定)

第6条 理事は、開札当日開札 30 分前までに落札予定価格を決定し、その価格調書を封かんの上開札場所に備え置くものとする。

(最低制限価格の設定)

第7条 理事は、指名競争入札による工事請負又は委託業務の契約について個々の入札に当り、最低制限価格を設定することができる。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の 100 分の 5 以上の金額とする。

(入札保証金に代わる担保)

第9条 前条の規定による入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 政府の保証のある債権

(2) 組合が確実に認める社債

(3) 金融機関に対する定期預金債券

(4) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

2 前項に定める担保の価値は、国債及び地方債にあつては、額面金額、その他組合が担保と認める債権及び社債にあつては、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 10 分の 8 の金額、定期預金債券にあつては債券金額、小切手にあつては券面金額によるものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 理事は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(入札保証金の還付)

第11条 入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては契約を締結したときに還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(開 札)

第12条 理事は、監事の立会のもとに開札する。

2 開札は、公開で行うものとする。ただし、秩序の維持に支障があると認めるときは、入札者に退場を求めることができる。

(入札書の無効)

第13条 次の各号に該当する入札書は、無効とする。

- 一 入札者心得書記載の入札無効の各号に該当するもの。
- 二 その他理事が理事会に諮り決定したもの。

(落 札)

第14条 落札者は入札価格が落札予定価格以下の価格で、最低価格の入札者とする。

ただし、第 7 条に規定する最低制限価格を定めた場合は、その価格を下らない最低価格の入札者をもって落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札書が 2 通以上あるときは、これらの者で追加入札を行い、落札者を定める。

3 前項の追加入札を行ってもなお、同価格の入札者があるときは、監事立会の上抽せんにより決定する。

(再度入札)

第15条 理事は、前条により落札者を決定することができないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札すること2回にわたるもなお落札者を決定することができないときは、随意契約をすることができる。

(落札の取消)

第16条 理事は、落札者が次の各号の一に該当すると認めるときは、落札を取消することができる。

- 一 落札決定の日から5日以内に契約を締結しないとき。
- 二 入札の際に不正があったと認められるとき。
- 三 入札の資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

- 2 理事は、前各号により落札を取消したときは、その旨を落札者に通知するとともに、定款に定める公告の方法をもって、第三者に告知するものとする。

(契約の締結)

第17条 理事は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知し、直ちに作業準備に関する打合わせを行い、5日以内に落札者と契約書 [別記三] により契約を締結しなければならない。

(随意契約)

第18条 次の各号に該当する場合は競争入札によらないで随意契約によることができる。

- 一 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 二 軽易なもの及び契約予定価格が工事請負については200万円以下、委託業務については100万円以下のもの。
- 三 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 四 時価に比べて有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。
- 五 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき。
- 六 落札者が契約を締結しないとき。

七 その性質又は目的が競争入札に適しないもの。(例示：契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき。)

2 理事は随意契約の方法によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、特別の事情のある場合にはこの限りではない。

(契約書の省略)

第19条 第18条第二号の規定による随意契約をしたときは、契約書の作成を省略することができるものとする。

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を作成しなければならない。

(関係図書の提出要求)

第20条 理事は、前条の契約の締結を了したときは、工事着手までに工事工程表、現場代理人、主任技術者届の提出を求めるものとする。

2 理事は、工事工程表について、官公庁の許認可又は工期等の関係上不相当と認めるときは、請負業者と協議し、工事の施工に支障のないよう修正させるものとする。

(契約保証金)

第21条 契約と同時に収める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

(契約保証金に代わる担保)

第22条 第9条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

2 前項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。

3 前項に定める担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約保証金の納付の免除)

第23条 理事は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これに該当する契約のすべてを誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の還付)

第24条 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

(契約の履行確保)

第25条 理事は、請負業者に、契約書に定めた事項を忠実に履行させなければならない。

(契約の変更)

第26条 理事は、天災事変、その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議の上、契約の変更をすることができる。

- 2 前項の規定により契約内容を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結するものとする。

(理事長への委任)

第27条 この規程に規定するもののほか、組合の工事の請負又は委託業務に必要な事項は、「日進市建設工事施工に関する事務取扱要領」を参考にし、理事会に諮り理事長が定めるものとする。

- 2 工事の施工が急施を要し、前項により理事会に諮るいとまのないとき、又は軽易な事項については、担任理事の意見を聞き理事長が定めて施工することができる

るものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 28 日から施行し、平成 22 年 3 月 12 日から適用する。

この規程は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。

[別記一]

入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事請負、委託業務の契約の締結について日進赤池箕ノ手土地区画整理組合（以下「本組合」という。）が行う指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(届出の義務)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていないもの。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 禁固以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
- (5) 前各号の一に該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し代理人として使用する者

2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取消す。

(指名の取消し)

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用した場合は当該指名を取消すことがある。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(5) 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人・支配人その他の使用人として使用した者

2 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該指名を取消すことがある。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）100分の8以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第5条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証がある債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額
組合が確実と認める社債	
金融機関に対する定期預金債券	当該債券証書に記載された債券金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札の基本事項)

第6条 入札参加者は、組合から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札)

第7条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）のうえ、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、理事の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

3 郵送、電報、電話、ファクシミリ及び電子メールによる入札は認めない。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第9条 開札前において、天災、事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(開札)

第10条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに行い、入札者は、開札に立ち会うことができるものとする。ただし、場合によりその人員を制限することがある。

2 入札者が開札に立ち会わない場合においても予定時刻に至れば開札するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載金額が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (11) その他組合があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき同価格の入札書が2通以上あるときは、これらの者で追加入札を行い、落札者を定める。
- 3 前項の追加入札をしてもなお同価格の入札者があるときは、監事立会の上、抽せんで決定する。
- 4 前1項の規定にかかわらず、工事請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、落札者を決定することができないときは、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、入札執行回数は3回を限度とする。

(落札者への通知)

第14条 落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知する。

(契約書の作成)

第15条 落札者は、前条の通知を受けたときは、5日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約書及び契約に必要な書類を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 内訳書に記載した単価等を不相当と認めたときは、契約金額の範囲内でこれを訂正させるものとする。この場合において、落札者はこれを拒むことができない。

(入札保証金等の返還)

第16条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本心得書において同じ。)は、入札終了後直ちにこれを返還する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに返還する。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第17条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第18条 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金を本組合が没収するものとする。

(誤記による契約変更等)

第19条 落札者は、第2条の内訳書に記載の品種、数量等に誤記のある場合でも、他の添付書類その他により、それが誤記であることを推知できる場合において、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(その他)

第20条 この心得書各条の解釈及びこの心得書に明記のない事項については、すべて本組合の指示によるものとする。

(入札書封筒の書き方)

表

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合	
理事長	様
工事名	
(委託業務名)	
入札書在中	

裏

封	封
印	印
入札者 住所 氏名	
	印

[別 記 二]

入 札 書

平成 年 月 日

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

理 事 長

様

入札者 住 所
氏 名

下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

1. 工 事 名
(委託業務名)
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
(納入場所)

- (注)
1. 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。
 2. 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
 3. 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
 4. 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入のこと。

標準工事請負契約約款

(請 負 者)

第1条 請負者（以下「乙」という。）は、この約款と設計書・図面・仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ）等に基づいて、表記工期内に工事を完成しなければならない。

2 乙は、契約を結んだのち、速やかに現場代理人届・工事工程表を提出して承認を受けなければならない。

3 乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。

(一括委任・一括下請)

第2条 乙は、あらかじめ発注者（以下「甲」という。）の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。

(権利義務の承継)

第3条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させることはできない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、契約の目的物又は検査済の工事材料を第三者に譲渡し又は貸与し、若しくは抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。なお、契約書に「契約保証金免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が

確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第二号または第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号または第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(現場代理人・主任技術者)

第5条 現場代理人は、工事現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし安全衛生・災害防止又は就業時間など工事運営に関する重要な事項については、甲と協議しなければならない。

2 乙は、工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を定め、経歴書を添付して甲に届出るものとする。

3 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(工事関係者)

第6条 甲は、現場代理人・主任技術者・使用人・下請業者又は労務者のうち、工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めたものがあるときは、その理由を明示してその交替を求めることができる。

(工事材料)

第7条 乙の負担する工事用材料は、甲の検査を受け合格したものを使用する。

2 不合格の材料は、速やかに工事現場から搬出し、速やかに代品を搬入し検査を

受けなければならない。

- 3 工事材料のうち品質を示されていないものがあるときは、甲の承認を得て同等以上の品質のものを使用しなければならない。

(支給材料)

第8条 支給材料は、あらかじめ検査又は試験に合格したものを支給する。

- 2 支給材料の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は工事現場とする。
- 3 乙は、支給材料について善良な管理者として使用又は保管の責を負う。

(立 会)

第9条 乙は、第三者に影響を及ぼすと認められる箇所の工事を行う場合は、着手前に甲に立会を求め、協議しなければならない。

- 2 乙は、水中又は地中の工事その他完成後外から明視することのできない工事は、甲の立会のもとに施工しなければならない。

(設計の疑義・条件の変更)

第10条 次の各号の一にあたるときは、乙は直ちに甲に通知しなければならない。

- 一 図面又は仕様書について疑義があるとき。
 - 二 図面と工事現場の状態が一致しないとき。
 - 三 施工途中において、予期せぬ状態が発見されたとき。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して指示しなければならない。
 - 3 前項の場合、工事の内容・工期又は請負代金を変更する必要があるときは、甲・乙協議して決める。

(契約に適合しない施工)

第11条 施工について、契約に適合しない部分があると認められるときは、乙は自費で速やかにこれを補修し、是正し又は取り替えなければならない。このために工期の延長を求めることはできない。

- 2 次の各号の一によって生じた契約に適合しない施工については、乙はその責を負わない。

- 一 甲の指示による時
 - 二 支給材料・指定材料の性質又は指定施工による時。
 - 三 その施工について、甲の責に帰すと認定される理由による時。
- 3 前項のときであっても、施工について乙に故意又は重大な過失があると認められ
るとき、又は乙が適当でないことを知りながら、あらかじめ甲に通知せずに施工し
た者である時は、乙はその責を免れない。

(損害の防止)

第12条 乙は、工事完成引渡し完了するまでの自己の費用で、契約の目的物・工
事材料又は、近接する工作物若しくは第三者に対する損害の防止に必要な施設を
しなければならない。

- 2 甲・乙が協議して前項の施設の範囲を越えて、請負代金に含むことが不相当と
認められるものは、その費用を甲が負担する。
- 3 乙は、災害防止のため急を要するときは、臨機の処置を取る。処置の後甲に通知
する。
- 4 甲が必要と認めて乙に臨機の処置を求めた時は、乙は、直ちにこれに応ずる。
- 5 前2項の処置に要した費用の負担については、甲・乙協議して定める。

(第三者の損害)

第13条 施工のため、第三者の生命・身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えた
とき、又は第三者との間に紛議を生じたときは、乙がその処理解決にあたる。た
だし、乙だけで解決し難いときは、甲は乙に協力する。

- 2 前項に要した費用は乙の負担とし、工期は延長しない。ただし、乙の責に帰する
ことのできない理由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし、必要によ
って乙は工期の延長をもとめることができる。

(一般の損害)

第14条 工事の完成引渡しまでに、契約の目的物・検査済の工事材料・支給材料その
他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、そのために工期の延長はしない。

- 2 前項の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は必
要によって工期の延長を求めることができる。

- 一 甲の都合で、工事に着手できなかつたとき、又は甲が工事を繰延べ若しくは中止したとき。
- 二 支給材料の受渡しが遅れたため、乙が工事の手待ち又は中止をしたとき。
- 三 契約で定めた工事金の支払いが遅れたため乙が工事を中止したとき。
- 四 その他甲の責に帰すべき理由によるとき。

(不可抗力による損害)

第 15 条 天災、その他甲、乙いずれにしてもその責を帰することのできない不可抗力と認定される工事の出来形部分、検査済の工事材料(支給材料も含む。)について損害を生じたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の損害で重大なものについては、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、甲の負担とし、その損害額は甲・乙が協議して決める。

(前払金)

第 16 条 乙は、甲に対して請負代金の 10 分の 4 の範囲内において、甲の定めた率による額の前払金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求書を受理した日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定による請求をする場合においては、あらかじめ保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする、公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 4 乙は、請負代金が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に対し第 1 項の規定の範囲において、既に受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において乙は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 5 前項の規定による請求があつたときは、第 2 項の規定を準用する。

(完成・検査)

第 17 条 乙は、工事が完成したときは、直に甲に検査を求め、甲は乙の立会のもとに

14 日以内に検査を行う。

- 2 検査に合格しないときは、乙は、工期内又は甲の指定する期間内に補修し是正し又は取替えて再び甲の検査を受ける。

(引渡・請求・支払)

第 18 条 前条第 1 項の検査に合格したときは、乙は甲に契約の目的を引渡し、甲は乙の請求により 40 日以内に請負代金の支払いを完了する。

- 2 工事中、乙が部分払を求めるときは、その額について甲は調査し、相当と認められるときは、支払うものとする。
- 3 部分支払いについては、乙は甲の検査に合格した工事の出来形部分に対する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の支払を求めることができる。
- 4 契約の目的物の一部について、完成検査に合格したときは、甲は、その部分の請負代金相当額の金額全額の支払を完了すると同時に、その引渡しを受けることができる。

(かしの担保)

第 19 条 契約の目的のかしの担保期限は、引渡しの日から 1 年間とする。ただし乙の故意又は重大な過失によって生じたかしについては 10 年とする。

- 2 甲はかしの補修に代え、又は補修と共に、損害の賠償を乙に求めることができる。
- 3 かしが第 11 条第 2 項の各号の一によって生じたときは、乙は担保の責を負わない。ただし、同条第 3 項にあたるときはその責を免れない。
- 4 かしによって生じた契約の目的物の損失・毀損についても前各項の定めを準用する。

(工事の変更)

第 20 条 甲は必要によって、工事を追加及び変更することができる。

(請負代金の変更)

第 21 条 次の各号の一にあたる時は、甲・乙は協議して請負代金の変更をすることができる。

- 一 工事の追加・変更があったとき。
- 二 工期の変更があったとき。

三 支給材料については品目・数量・受渡し時期又は受渡し場所に変更があったとき。

四 工期内に予期することのできない異常な理由の発生に基づく経済事情の激変などによって、請負代金が明らかに不適當であると認められるとき。

五 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不適當であると認められるとき。

(履行遅滞・損害金)

第 22 条 乙が契約期間内に、工事の完成引渡しができないで遅滞にあるときは、甲は遅滞日数 1 日について、請負代金の 1,000 分の 2 以内の損害金を請求することができる。ただし、工期内に部分引渡しのあったときは、請負代金額からその部分に対する請負代金相当額を減じたものについて損害金を算定する。

(甲の中止又は解除権)

第 23 条 甲は、必要によって工事を中止し、又は契約を解除することができる。

甲はこれによって生ずる乙の損害を補償する。

2 次の各号の一に当る時は、甲は工事を中止、又は契約を解除することができる。この場合、甲は乙に損害の賠償を求めることができる。

一 乙が正当な理由がなく着手期日を過ぎても工事を着手しないとき。

二 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三 第 2 条又は第 11 条第 1 項の規定に違反したとき。

四 乙が正当な理由がなく第 21 条による協議に応ぜず、甲が相当の期間を定めて催告しても、なお解決の誠意が認められないとき。

五 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

六 乙が第 24 条第 2 項の各号の一に規定する理由がないのに契約の解除を申し出たとき。

(乙の中止又は解除権)

第 24 条 次の各号の一にあたる時は、乙は工事を中止することができる。

- 一 甲が前払・部分払の支払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払をしないとき。
 - 二 甲が正当な理由なく、第10条第3項・第21条による協議に応ぜず、乙が相当の期間を定めて催告しても、なお解決の誠意がみとめられないとき。
- 2 次の各号の一に当る時は、乙は、契約を解除することができる。
- 一 甲の責に帰する理由による工事の遅延又は中止期間が、工期の3分1以上又は2ヶ月以上になったとき。
 - 二 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき。
 - 三 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約履行ができなくなったと認められるとき。
- 3 前2項の場合、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。

(解除後の処置)

第25条 契約を解除したときは、工事の出来形部分と検査済の工事材料（支給材料を含む）を甲に引渡すものとし、甲・乙が協議して清算する。

- 2 第23条第2項によって契約を解除したときは、清算の結果、過払があるときは、乙は、過払額について、その支払を受けた日から利子をつけて甲に返す。
- 3 契約を解除したときは、甲・乙協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取りあとかたづけなどの処置を行う。

(補則)

第26条 この契約書に定められていない事項については、必要に応じて甲・乙が協議して定める。

標準委託業務契約約款

(総 則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づき別冊の設計書・図面・及び仕様書（以下「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 図面及び仕様書に明示されていないもの、又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合には、甲・乙が協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲り渡し、又は継承させてはならない。ただし甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

(管理者等)

第3条 乙は、業務遂行にあたり技術上の管理を行う管理者等を定め、その氏名、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも動揺とする。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更)

第5条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更し又は業務を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合において契約金額又は契約期間を変更するときには、甲・乙協議して書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償金額は甲・乙協議してこれを定めるものとする。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲・乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは直ちに業務結果とともに完了通知を提出しなければならない。

2 甲は乙から前項の完了通知を受理したときは、その日から14日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は甲の指定する期間内に再度業務を行い再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る目的物を甲に引渡すものとする。

(契約金の支払)

第8条 乙は、前条第4項の規定により引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

(中間金)

第9条 乙は、契約期間が3ヶ月を超えるものについては3ヶ月毎に出来高の90%の支払を請求することができるものとする。

2 甲は前項の請求を受理したときは、その出来高の確認をし、合格したものについて支払うものとする。

(かし担保)

第10条 乙は、甲に引渡した業務のかしについて担保の責を負うものとする。この期間は、引渡しの日から1年間とする。

2 甲は、前項に定める期間において、かしある業務結果について乙に対し相当の期間を定めて補修を請求し、又は、補修に代えて補修とともに損害賠償を請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額については、甲・乙協議してこれを定める。

(履行遅延の場合の損害金)

第 11 条 乙の責に帰する理由により、契約期間に業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、甲は乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、未履行部分相当額に対して延長日数に応じ、年利 14.5%の割合を乗じて計算した額とする。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内又は期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないとき。

二 正当な理由なく着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 契約の履行につき不当行為のあったとき。

四 甲の行う検査に際しその職務執行を妨げたとき。

五 契約の重要な事項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、業務結果の全部引渡しを受けない場合には、契約の目的が達せられないときを除き、提出部分で検査に合格したものの所有権は甲に帰属するものとし、甲はその提出部分に対する契約金額相当額を支払わなければならないものとする。

3 甲は、前 1 項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

4 甲は契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲・乙協議してこれを定めるものとする。

(解除する物件の引取り等)

第13条 契約を解除した場合、乙が引き取るべき業務結果を正当な理由なくして甲の指定する期間内に引き取らず、その他適当な措置を講じないときは、甲は乙に代って、その業務結果を処分することができる。この場合乙は、甲の処分方法について異議の申し立てはできないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第14条 乙がこの契約に基づく損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払われな
いときは、乙はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から損害金又
は賠償金支払の日までの日数に応じ、年利14.5%の割合で計算した利息を付ける
ものとする。この場合において甲の支払うべき契約金があるときは、その契約金
額から控除し、なお不足があるときは追徴する。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約金額の変更)

第16条 次の各号の一にあたるときは、甲・乙協議して契約金額の変更をすることがで
きる。

- 一 業務内容の増・減の変更があったとき。
- 二 工期の変更があったとき。
- 三 工期内に予期することのできない異常な理由の発生に基づく経済事情の激変などによって、契約金額が明らかに不相当であると認められるとき。

(補 則)

第17条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定めるものとする。